

福岡県医発第977号(地)

平成17年 8月19日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成17年8月12日付福岡県医発第947号をもってお知らせしておりました。

今般、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部を通じ連絡がありました。

留意事項は下記のとおりであります。特に、①麻しん及び風しんの予防接種の未接種者である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成18年3月31日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと、②平成18年4月1日以降、通知中の要件に該当するもので、当該者の保護者が風しん及び麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 未接種者に対する積極的勧奨

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第264号)の施行に伴い、法に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところ、麻しん及び風しんの予防接種については、対象者個人の発病又はその重症化を防止するのみならず、その発生及びまん延を予防し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、未接種者

である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成18年3月31日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと。

2 麻しん又は風しんのいずれかの予防接種を受けた者等の取扱い

- (1) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が風しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成18年3月31日までに麻しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (2) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても(1)と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 麻しんにかかったことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (3) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成18年3月31日までに風しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (4) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても(3)と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 風しんにかかったことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

3 健康被害への対応

2に定める者に対する予防接種については、その対象者数が極めて限定的であると

ころ、近年の健康被害救済認定状況に照らしても、予防接種による健康被害が生ずることは極めてまれであると推定されるが、仮に発生した場合については、次に掲げる事項に御留意の上、円滑な接種に努められたいこと。

- (1) 法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第4条第6項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第16条第1項各号に定める者に該当する場合には、同条第2項第2号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われるものであり、法に基づかない予防接種による健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること。
- (2) 法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種であって市町村が費用負担を行うものに係る健康被害への対応（当該予防接種に協力する医師の責任を含む。）については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日付け衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）の例によるものであること（別紙参照）。

(地Ⅲ 8 0)

平成 1 7 年 8 月 1 2 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成 1 7 年 8 月 3 日付（地Ⅲ 7 4）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされました。

留意事項は下記のとおりであります。特に①麻しん及び風しんの予防接種の未接種者である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと、②平成 1 8 年 4 月 1 日以降、通知中の要件に該当するもので、当該者の保護者が風しん及び麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること、を求めていますので、貴会におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどをお願い申し上げます。

追って、都道府県医師会感染症危機管理対策協議会を 1 0 月下旬～ 1 1 月に開催する予定としておりますことを申し添えます。

記

1 未接種者に対する積極的勧奨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 1 7 年政令第 2 6 4 号）の施行に伴い、

法に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところ、麻しん及び風しんの予防接種については、対象者個人の発病又はその重症化を防止するのみならず、その発生及びまん延を予防し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、未接種者である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成18年3月31日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと。

2 麻しん又は風しんのいずれかの予防接種を受けた者等の取扱い

- (1) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が風しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成18年3月31日までに麻しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (2) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても(1)と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 麻しんにかかったことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (3) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成18年3月31日までに風しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- (4) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても(3)と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 風しんにかかったことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

3 健康被害への対応

2に定める者に対する予防接種については、その対象者数が極めて限定的であるところ、近年の健康被害救済認定状況に照らしても、予防接種による健康被害が生ずることは極めてまれであると推定されるが、仮に発生した場合については、次に掲げる事項に御留意の上、円滑な接種に努められたいこと。

- (1) 法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第4条第6項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第16条第1項各号に定める者に該当する場合には、同条第2項第2号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われるものであり、法に基づかない予防接種による健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること。
- (2) 法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種であって市町村が費用負担を行うものに係る健康被害への対応(当該予防接種に協力する医師の責任を含む。)については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」(昭和52年3月7日付け衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知)の例によるものであること(別紙参照)。

○予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について

(昭和52年3月7日衛発第186号
各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知)

〔沿革〕 昭和57年10月1日衛発第811号
昭和58年7月4日衛発第525号
昭和61年4月1日健医第461号
平成元年10月31日健医発第1366号
平成6年8月25日健医発第961号改正

標記については、本日厚生省事務次官から依命通知されたところであるが、細部については、次の事項に御留意の上貴管下市町村長の指導に遺憾なきを期されるようお願いしたい。

なお、既に昭和51年9月14日衛発第725号本職通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について」により通知したように、市町村長又は都道府県知事の行う予防接種に協力する医師は集団接種の場合はもとより個別接種の場合も、当該市町村長又は都道府県知事の補助者の立場で予防接種の業務を行うものであるので、当該予防接種により万一健康被害が発生した場合においても、その当事者は当該市町村長又は都道府県知事であり、当該健康被害への対応は、これらの者においてなされるものである。従って、健康被害について賠償責任が生じた場合であっても、その責任は市町村、都道府県又は国が負うものであり、当該医師は故意又は重大な過失がない限り、責任を問われるものではないという趣旨をこの機会に改めて徹底願いたい。

おって、この通知においては、昭和52年2月25日以後の予防接種法、同法施行令及び同法施行規則をそれぞれ「法」、「令」及び「規則」と、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律及び予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令をそれぞれ「一部改正法」及び「一部改正政令」と略称する。

第1 医療費の支給

1 支給額

医療費の支給額は、予防接種を受けたことによる疾病（認定疾病が原因となって併発した疾病も含む）について令第4条第1項ただし書に定める法令の規定により医療に関する給付を受け、又は受けることができた場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額とさ



健感発第0803001号
平成17年8月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について

平成18年4月1日から予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種において乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いた2回接種が行われることについては、「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年7月29日付け健感発第0729001号本職通知）により周知したところであるが、当該2回接種の導入に当たっては、経過的な措置として、当分の間、下記の事項に御留意の上、接種率の向上が図られるよう、貴職から貴管下市町村に対し周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

1 未接種者に対する積極的勧奨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）の施行に伴い、法に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところ、麻しん及び風しんの予防接種については、対象者個人の発病又はその重症化を防止するのみならず、その発生及びまん延を予防し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、未接種者である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成18年3月31日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと。

2 麻しん又は風しんのいずれかの予防接種を受けた者等の取扱い

（1）平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が風しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成18年3月31日までに麻しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

（2）平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者で

あって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても（１）と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 麻しんにかかったことがあること。

イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 風しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- （３）平成１８年４月１日以降、生後１２月から生後２４月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

ア 平成１８年３月３１日までに風しんの予防接種を受けたことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

- （４）平成１８年４月１日以降、生後１２月から生後２４月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても（３）と同様の趣旨により取り扱うこと。

ア 風しんにかかったことがあること。

イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。

ウ 麻しんにかかっておらず、かつかかったことがないこと。

３ 健康被害への対応

２に定める者に対する予防接種については、その対象者数が極めて限定的であるところ、近年の健康被害救済認定の状況（別紙参照）に照らしても、予防接種による健康被害が生ずることは極めてまれであると推定されるが、仮に発生した場合については、次に掲げる事項に御留意の上、円滑な接種に努められたいこと。

- （１）法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成１４年法律第１９２号）第４条第６項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第１６条第１項各号に定める者に該当する場合には、同条第２項第２号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われるものであり、法に基づかない予防接種による健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること。
- （２）法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種であって市町村が費用負担を行うものに係る健康被害への対応（当該予防接種に協力する医師の責任を含む。）については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和５２年３月７日付け衛発第１８６号厚生省公衆衛生局長通知）の例によるものであること。

(別紙)

健康被害救済認定状況(平成12年度から平成16年度)

年 度	麻しんワクチン	風しんワクチン
平成12年度	7件	3件
平成13年度	4件	2件
平成14年度	4件	3件
平成15年度	3件	2件
平成16年度	3件	0件